

学校保健安全法施行規則第18条, 19条

学校感染症の種類(第18条)

第一種感染症	エボラ出血熱, クリミア・コンゴ出血熱, 痘瘡, 南米出血熱, ペスト, マーブルグ熱, ラッサ熱, ポリオ, ジフテリア, 重症急性呼吸器症候群(病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る), 鳥インフルエンザ(病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってはその血清亜型がH5N1であるものに限る) ※上記の他, 新型インフルエンザ等感染症, 指定感染症及び新感染症
第二種感染症	インフルエンザ(鳥インフルエンザ(H5N1)を除く), 百日咳, 麻疹, 流行性耳下腺炎(おたふくがぜ), 風疹, 水痘(みずぼうそう), 咽頭結膜熱(プール熱), 結核髄膜炎菌性髄膜炎
第三種感染症	コレラ, 細菌性赤痢, 腸管出血性大腸菌, 腸チフス, パラチフス, 流行性角結膜熱急性出血性結膜熱, その他の感染症 ※この他に条件によっては出席停止の措置が必要と考えられる疾患として, 溶連菌感染症, ウイルス性肝炎, 手足口病, 伝染性紅斑(りんご病), ヘルパンギーナ, マイコプラズマ感染症, 流行性嘔吐下痢症, アタマジラミ, 水いぼ(伝染性軟疣腫), 伝染性膿痂疹(とびひ)

出席停止の期間(第19条)

第一種感染症	完全に治癒するまで	
第二種感染症 (結核, 髄膜炎菌性髄膜炎を除く)	インフルエンザ (鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザは除く)	発症した後5日を経過し, かつ, 解熱した後2日(幼児にあっては3日)を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺, 顎下腺, 舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し, かつ全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	第三種感染症	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで (結核, 髄膜炎菌性髄膜炎を含む)